

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	精神障害者保健福祉手帳発行事務に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、精神障害者保健福祉手帳発行事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県知事

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳発行事務
②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の発行、情報管理等を行っている。 市町村が本人確認を行い受け付けた申請について、医師の診断書や障害年金の認定情報に基づき、精神障害の状態について審査を行っている。このうち障害年金の認定情報については、情報提供ネットワーク経由で照会する。 精神障害者保健福祉手帳に関する情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。
③システムの名称	精神保健福祉業務管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番14
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番25(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部精神保健福祉センター
②所属長の役職名	センター長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番14	番号法第9条第1項 別表第一 項番14 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第6号から第12号まで	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会)、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-1111	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-3333	事後	代表電話番号変更に伴う修正
平成28年2月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-1111	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-3333	事後	代表電話番号変更に伴う修正
平成28年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	時点修正
平成28年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番14 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第6号から第12号まで	番号法第9条第1項 別表第一 項番14 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第2号から第8号まで	事後	主務省令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条、第59条の2(情報提供)	事後	主務省令の改正
平成29年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	時点修正
平成30年3月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年12月1日 時点	平成29年12月31日 時点	事後	時点修正
平成30年3月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年12月1日 時点	平成29年12月31日 時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の発行、管理等を行っている。 市町村で受付と本人確認を行った申請について、医師の診断書や障害年金の認定情報の照会を行い、精神障害の状態にあることについて審査を行っている。このうち障害年金の認定情報については、情報提供ネットワーク経由で照会する。 精神障害者保健福祉手帳に関する情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神障害者保健福祉手帳の発行、情報管理等を行っている。 市町村が本人確認を行い受け付けた申請について、医師の診断書や障害年金の認定情報に基づき、精神障害の状態について審査を行っている。このうち障害年金の認定情報については、情報提供ネットワーク経由で照会する。 精神障害者保健福祉手帳に関する情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。	事後	文章の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条、第59条の2(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番10、14、16、25、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第18条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2(情報提供)	事後	法令改正に伴う変更
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	センター長 関口 隆一	センター長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年12月31日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	IV リスク対策		新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番10、14、16、25、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第18条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2(情報提供)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-3333	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802	事後	記載事項修正
令和2年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-3333	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802	事後	記載事項修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計算か	平成30年12月31日 時点	令和1年9月2日 時点	事後	時点修正
令和2年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計算か	平成30年12月31日 時点	令和1年9月2日 時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2(情報提供)	事後	主務省令等の改正
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計算か	令和1年9月2日 時点	令和3年2月22日 時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計算か	令和1年9月2日 時点	令和3年2月22日 時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番14 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条第2号から第8号まで	番号法第9条第1項 別表第一 項番14	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番25(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2の2(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二項番25(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番10、14、16、20、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108及び116(情報提供)	事後	番号法の改正 及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計算か	令和3年2月22日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計算か	令和3年2月22日 時点	令和3年8月31日 時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計算か	令和3年8月31日 時点	令和4年10月31日 時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計算か	令和3年8月31日 時点	令和4年10月31日 時点	事後	時点修正